

県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十五号

県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

県立病院使用料及び手数料条例（昭和二十四年広島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表六の項を次のように改める。

六 選定療養のうち初診及び再診に係る加算料

選定療養であつて初診及び再診に係るものの費用として、五、四〇〇円以内で管理者が定める額

附 則

この条例は、平成二十八年八月一日から施行する。